

議案第 5 1 号

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例及び佐野市国民健康保険条例  
の改正について

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例及び佐野市国民健康保険条例の一  
部を改正する条例を次のように定めます。

令和 3 年 6 月 4 日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例及び佐野市国民健康保険条例  
の一部を改正する条例

(佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第  
5 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める  
等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス  
感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイ  
ルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保  
健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも  
のに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

(佐野市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 佐野市国民健康保険条例（平成 1 7 年佐野市条例第 1 5 0 号）の一  
部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律  
第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症  
（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス  
感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年  
1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を  
有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下  
同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る定義規定を改めるため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第51号参考資料

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～3 (略) (感染症等防疫作業手当の特例)</p> <p>4 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症</u>に対応するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略) (感染症等防疫作業手当の特例)</p> <p>4 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)</u>に対応するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</p> <p>5 (略)</p>

佐野市国民健康保険条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～4 (略) (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロ</u></p>	<p>附 則 1～4 (略) (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華</u></p>

ナウウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までについて、傷病手当金を支給する。

6～10 （略）

人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までについて、傷病手当金を支給する。

6～10 （略）